



答申第513号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保高介第3441号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 神戸市の高齢者の健康実態の把握と多面的な分析・評価を行い、今後の神戸市における効果的な介護予防施策の展開を図るために、兵庫県後期高齢者医療広域連合からレセプトデータを収集することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等適正な維持管理を行わなければならない。

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者医療レセプトデータ情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

◎医療機関名・薬局名

◎診療科

- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・給付割合
- ・診療開始日
- ・診療年月日
- ・調剤年月
- ・診療実日数
- ・入院年月日

◎転帰区分

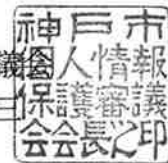
◎傷病名、主傷病名



答申第514号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保高介第3381号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護予防事業の効果検証のための介護保険第1号被保険者等の情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市の高齢者の健康実態の把握と多面的な分析・評価を行い、今後の神戸市における効果的な介護予防施策の展開を図るために、保健福祉局高齢福祉部介護保険課が保有する介護保険第1号被保険者等の情報を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

介護予防事業の効果検証のための介護保険第1号被保険者等の情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【第1号被保険者情報】

- ・資格区
- ・証番号
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・資格区分
- ・資格得喪届出日
- ・資格得喪理由
- ・資格得喪日
- ・旧措置者区分
- ・死亡届出者情報
- ・住基世帯番号
- ・外国人世帯番号
- ・住基個人番号
- ・外国人個人番号
- ・外国人登録番号
- ・証情報
- ・施設入退所年月日
- ・他市町村保険者番号
- ・他市町村被保険者番号
- ・賦課基本情報
- ・税・所得情報
- ・減免情報
- ・国保情報
- ・老年福祉年金情報
- ・生活保護情報
- ・特徴情報
- ・保険料額
- ・保険料年額

【介護保険受給者情報】

- ・支給限度額情報
- ・居宅サービス計画情報

- ・受給サービス情報
- ・認定申請情報
- ・認定調査結果情報
- ・一次判定情報
- ・意見書情報
- ・二次判定情報
- ・申請取下情報

【生活機能評価情報】

- ・介護被保険者番号
- ・住基個人番号
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・問診項目
- ・生活機能評価判定



答申第515号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議
会長 西村裕三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年10月6日付け
神保高国第2088号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護予防事業の効果検証のための
国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書情報等の利用について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

- 1 神戸市の高齢者の健康実態の把握と多面的な分析・評価を行い、今後の神戸市における効果的な介護予防施策の展開を図るために、保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課が保有する国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書情報等を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

介護予防事業の効果検証のための
国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書情報等の利用について
（条例第9条「利用及び提供の制限」に関して）

【国民健康保険レセプトデータ情報】

- ・医療機関名・薬局名
- ・診療科
- ・国保連レセプト番号
- ・レセプト全国共通キー
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・保険者番号
- ・被保険者証の記号・番号
- ・公費負担番号・公費受給者番号
- ・給付割合
- ・所得区分
- ・診療開始日
- ・診療年月
- ・調剤年月
- ・診療実日数
- ・入院年月日
- ・退院年月日
- ・処方月日
- ・病棟区分(精神, 結核, 療養)
- ・決定点数
- ・公費負担点数・金額
- ・調剤料点数
- ・薬剤料点数
- ・本人負担金額
- ・入院時食事回数
- ・入院時食事療養決定金額
- ・転帰区分(治癒・死亡・転医・中止)
- ・傷病名, 主傷病名
- ・治療した部位等(頭部・腹部・消化器・気管支等の部位。診療報酬の請求上, 記録は任意。)
- ・医学的処置の内容(透析・整形・内視鏡等の内容。診療報酬の請求上, 記録は任意。)
- ・診療行為・医薬品・特定器材(点数・回数・使用量・名称・商品名・規格サイズ, 薬剤の剤形・用法)



答申第516号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保健健第2619号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者健診受診者情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 神戸市の高齢者の健康実態の把握と多面的な分析・評価を行い、今後の神戸市における効果的な介護予防施策の展開を図るために、保健福祉局健康福祉部健康づくり支援課が保有する後期高齢者健診受診者情報等を利用することは、市民サービスの向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

介護予防事業の効果検証のための後期高齢者健診受診者情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【後期高齢者健診受診者情報】

- ・住基個人番号
- ・後期高齢者医療資格取得・喪失
- ・後期高齢者医療保険者番号開始・終了年月日
- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・健診(検診)の種別
- ・健診(検診)受診日
- ・健診(検診)結果
- ・受診医療機関, 受診健診会場

【特定健診受診者情報】

- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・生年月日
- ・性別
- ・被保険者名(カナ, 漢字)
- ・通称名(カナ, 漢字)
- ・郵便番号
- ・電話番号
- ・行政区コード
- ・データ管理番号

【特定健診結果情報】

- ・健診機関コード
- ・実施区分
- ・実施年月日
- ・保険者番号
- ・被保険者証番号
- ・氏名

- ・生年月日
- ・性別
- ・郵便番号
- ・受診券整理番号
- ・健診結果(身長, 体重, 腹囲, 血圧等)
- ・問診結果(服薬状況, 既往歴, 食習慣, 飲酒量等)
- ・メタボリックシンドローム判定
- ・保健指導レベル(階層化)
- ・医師の判定
- ・医師の氏名
- ・データ管理番号



答申第517号
平成27年10月6日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、平成27年10月6日付け神保高介第3381号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

介護予防事業の効果検証のための情報連携基盤整備のシステム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市の高齢者の健康実態の把握と多面的な分析・評価を実施するにあたり、個別に管理している診療情報、健康診断情報及び介護保険情報を総合的にシステム処理するためには電子計算機処理は不可欠であるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

介護予防事業の効果検証のための情報連携基盤整備のシステム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限に関して」)

◎は条例第11条2項に該当するもの

情報連携基盤整備システムにおける電子計算機処理される項目

【第1号被保険者情報】

- ・資格区
- ・証番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・資格区分
- ・資格得喪届出日
- ・資格得喪理由
- ・資格得喪日
- ・旧措置者区分
- ・死亡届出者情報
- ・住基世帯番号
- ・外国人世帯番号
- ・住基個人番号
- ・外国人個人番号
- ・外国人登録番号
- ・証情報
- ・施設入退所年月日
- ・他市町村保険者番号
- ・他市町村被保険者番号
- ・賦課基本情報
- ・税・所得情報
- ・減免情報
- ・国保情報
- ・老年福祉年金情報
- ・生活保護情報
- ・特徴情報
- ・保険料額

・保険料年額

【介護保険受給者情報】

・支給限度額情報

・居宅サービス計画情報

・受給サービス情報

◎認定申請情報

◎認定調査結果情報

◎一次判定情報

◎意見書情報

◎二次判定情報

・申請取下情報

【生活機能評価情報】

・介護被保険者番号

・住基個人番号

・氏名

・性別

・生年月日

・住所

◎問診項目

◎生活機能評価判定

【後期高齢者医療レセプトデータ情報】

◎医療機関名・薬局名

◎診療科

・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号

・氏名

・性別

・生年月日

・住所

・給付割合

・診療開始日

・診療年月日

・調剤年月

・診療実日数

・入院年月日

◎転帰区分

◎傷病名，主傷病名

【国民健康保険レセプトデータ情報】

◎医療機関名・薬局名

◎診療科

・国保連レセプト番号

- ・レセプト全国共通キー
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・保険者番号
- ・被保険者証の記号・番号
- ・公費負担番号・公費受給者番号
- ・給付割合
- ・所得区分
- ・診療開始日
- ・診療年月
- ・調剤年月
- ・診療実日数
- ・入院年月日
- ・退院年月日
- ・処方月日

◎病棟区分(精神, 結核, 療養)

- ・決定点数
- ・公費負担点数・金額
- ・調剤料点数
- ・薬剤料点数
- ・本人負担金額
- ・入院時食事回数
- ・入院時食事療養決定金額

◎転帰区分(治癒・死亡・転医・中止)

◎傷病名, 主傷病名

◎治療した部位等(頭部・腹部・消化器・気管支等の部位。診療報酬の請求上, 記録は任意。)

◎医学的処置の内容(透析・整形・内視鏡等の内容。診療報酬の請求上, 記録は任意。)

◎診療行為・医薬品・特定器材(点数・回数・使用量・名称・商品名・規格サイズ, 薬剤の剤形・用法)

【後期高齢者健診受診者情報】

- ・住基個人番号
- ・後期高齢者医療資格取得・喪失
- ・後期高齢者医療保険者番号開始・終了年月日
- ・後期高齢者医療被保険者証の記号・番号
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日
- ・住所
- ・健診(検診)の種別

・健診(検診)受診日

◎健診(検診)結果

・受診医療機関, 受診健診会場

【特定健診受診者情報】

・保険者番号

・被保険者証番号

・生年月日

・性別

・被保険者名(カナ, 漢字)

・通称名(カナ, 漢字)

・郵便番号

・電話番号

・行政区コード

・データ管理番号

【特定健診結果情報】

・健診機関コード

・実施区分

・実施年月日

・保険者番号

・被保険者証番号

・氏名

・生年月日

・性別

・郵便番号

・受診券整理番号

◎健診結果(身長, 体重, 腹囲, 血圧等)

◎問診結果(服薬状況, 既往歴, 食習慣, 飲酒量等)

◎メタボリックシンドローム判定

◎保健指導レベル(階層化)

◎医師の判定

・医師の氏名

・データ管理番号

【個人の同意を得られた情報】

・活動登録番号

◎介護予防にかかる個人調査票の回答

・個人の介護予防活動記録(介護予防施策への参加の有無・歩数・中強度の活動量等)

◎個人の身体データ(血圧・体組成データ・体力測定値等)